

※基本理念及び基本方針素案（第1稿_1222時点案）

4. 管理の基本理念と基本方針**(1) 基本理念**

世界自然遺産小笠原諸島の顕著で普遍的な価値を正しく理解し、島の自然と人間が共生していくことにより、小笠原諸島の有する優れた自然環境を健全な状態で後世に引き継いでいく。

(2) 基本方針

基本理念の実現に向けて、以下に示す基本方針に基づき取組を進める。

1) 自然環境の保全～世界に認められた優れた自然環境を健全な状態で後世に引き継いでいく～

小笠原諸島は、陸産貝類相の進化及び植物の固有種における適応放散という、重要な進行中の生態学的過程により、進化の過程の貴重な証拠を提供していることなどが、世界遺産の顕著で普遍的な価値として評価されたものであり、その生態系の価値を将来にわたって保護し、伝えなければならない。一方で、小笠原諸島は数多くの侵略的外来種の脅威にさらされており、遺産価値である特異な生態系への影響が懸念されている。

上記を踏まえ、①生態系の保全、②未侵入・未定着の侵略的外来種の侵入・拡散防止、に取り組む。

① 生態系の保全

<長期目標>

遺産価値である特異な生態系の修復と、それを構成する固有種等の個体群の絶滅を回避する。

(基本的考え方)

顕著で普遍的な価値として評価された陸産貝類相や固有植物をはじめとした特異な生態系を修復するとともに、それらを構成する固有種等の個体群の絶滅を回避するため、個体群やその生息・生育地の保全管理を実施する。また、絶滅のおそれのある種の保全は、生息域内における保全が重要であるが、生息・生育域内での保全が困難な状況にある種や生息環境の急激な悪化による絶滅のおそれがある種については生息域外保全を進め、種の保全を図る。

他方、既に侵入・定着している侵略的外来種については、根絶が理想だが、技術的に排除

が困難な種や、技術的には排除が可能であるものの、費用や労力の点で排除が追い付かない種もある。そのため、小笠原諸島の生態系の修復の目標を、人間が到達する以前の生態系を理想としつつ、前述の技術的・費用的・労力的な限界を踏まえて、侵略的外来種による遺産価値（生物の進化とそれを支える特異な生態系）への干渉をできるだけ少なくすることを小笠原諸島における侵略的外来種対策の基本とする。その上で、効果的な対策のために、外来種の駆除技術開発に必要な研究の支援等を行い、駆除技術の開発を推進し、最新の科学的知見に基づく保全技術を用いて対処する。

また、生態系の動態は長期的な視点で捉える必要があり、侵略的外来種の侵入・拡散をはじめ、気候変動の影響、津波、干ばつ、台風など、予期せぬ自然環境の変化による生態系への影響などを迅速に捉え対策を実施するため、引き続き長期的なモニタリングを実施する。

② 未侵入・未定着の侵略的外来種の侵入・拡散防止

<長期目標>

未侵入・未定着の侵略的外来種の侵入・拡散を防ぐ

（基本的考え方）

小笠原諸島における侵略的外来種は、最初に人が定住した 1830 年以来、人や物資の移動や行政の施策、経済活動等に伴い、意図的または非意図的に持ち込まれてきた。侵略的外来種は、保全対象種をはじめとする在来種を捕食したり、在来種と競争関係となることで在来生態系等への直接的な脅威となっている。また、種間関係のバランスの崩壊、病原菌や寄生虫の侵入等を引き起こすなど間接的な脅威となるおそれがある。

小笠原諸島においては、既に侵入・定着した侵略的外来種が生態系に大きな影響を与えている。侵略的外来種には、一度定着すると排除が技術的に困難な種や、技術的には排除が可能なものの、費用や労力の点で排除が追い付かない種もある。このため、侵略的外来種対策においては、侵入状況の監視による早期発見及び侵入初期における防除が重要である。

管理機関は、未侵入・未定着の侵略的外来種の侵入・拡散の防止を重要課題として位置づけ、各主体の役割分担等を定め、実現可能なものから対策を行う。そのためには、侵略的外来種の侵入によるリスクについて村民や来島者等への普及啓発を図ることで侵入防止対策への参加、協力を促すとともに、本土から非意図的に持ち込まれるリスクの高い侵入経路を特定し、その侵入を防ぐための管理体制を構築する。

2) 自然と人との共生 ～遺産価値への正しい理解と島の自然と人間の共生～

世界自然遺産を維持するためには、村民や来島者の協力、さらには国民の理解が欠かせない。また、有人島である父島・母島においては、在来種と侵略的外来種の双方が、人間の生活域と部分的に重なって生息・生育している。そのため、遺産価値の保全管理のために様々

な事業を実施することによって村民生活や産業に影響が生じることも想定される。対策の実施にあたっては、人の暮らしと自然との調和の在り方について住民の理解を得ながら、対策の意義や必要性を共有して進めることが重要である。

以上を踏まえ、①自然と共生した島の暮らしの実現、②エコツーリズムの推進、に取り組む。

① 自然と共生した島の暮らしの実現

<長期目標>

地域住民の世界自然遺産に対する理解と愛着を深めるとともに、遺産を活用した地域づくりを図る。

(基本的考え方)

地域住民向けの普及啓発活動や子ども向けの環境教育の継続的な実施等により、世界自然遺産に対する興味や関心を高め、世界自然遺産小笠原諸島を「誇り」と感じるような意識醸成を図ることで、保全管理に関する村民や来島者の協力につなげる。

また、世界遺産ブランドを活用し、農産物や加工品などの商品開発や付加価値の向上、販売促進等を進めることで遺産から地域への貢献・還元につなげ、心豊かに暮らし続けられる島の実現に貢献する。

保全管理のための様々な対策の実施によって村民生活や産業に影響が生じることも想定されることから、保全管理の実施にあたっては、人の暮らしと自然との調和の在り方について住民の理解を得ながら、対策の意義や必要性を共有して進める。その上で、外来種対策や固有種保全に配慮した農業の促進、愛玩動物の適正な飼養、物資や人の移動時に配慮するなど継続することにより、自然と共生した島の暮らしを実現する。

② エコツーリズムの推進

<長期目標>

エコツーリズムの考え方を踏まえ、利用ルールを適切に運用し、持続的な観光を推進する。

(基本的考え方)

世界自然遺産としての価値を将来にわたって維持するため、「世界遺産資産における持続可能な観光の原則」を念頭に、「責任ある観光(レスポンシブル・ツーリズム)」を意識し、観光による自然環境への影響を最小限にしつつ、来島者が楽しみながら生態系の価値を理解できるよう、エコツーリズムを推進する。

さらに、ガイドラインや利用ルールの適切な運用を継続するとともに観光利用が自然環境の保全と地域振興の両方に貢献し、地域全体を豊かにする、より持続性のあるエコツーリ

ズムを推進する。

3) 持続的な遺産の管理～持続的に遺産を守るためのしくみと体制の構築～

小笠原諸島の有する優れた自然環境を健全な状態で後世に引き継いでいくためには、保護制度を適切に運用し、世界自然遺産地域の管理体制の充実を図り、持続的な管理体制を築く必要がある。そのため、①遺産を保護するしくみの適切な整備・運用、②持続的な遺産管理体制の構築、に取り組む。

① 遺産を保護するしくみの適切な整備・運用

<長期目標>

保護制度を引き続き適切に運用するとともに、遺産価値の再評価を進める。

(基本的考え方)

世界自然遺産小笠原諸島の価値は、現行の法律や制度により保護が担保されている。管理機関は、固有種や希少種をはじめとする動植物やそれらから構成される特異な生態系、海洋性島弧の形成過程を示す地形・地質など、小笠原諸島の優れた自然環境を保全管理するために、適切に保護制度を運用する。また、2013年以降の噴火で新たな陸地が誕生した西之島の保護担保措置の検討や、世界遺産委員会の決議における奨励事項である海域公園地区の拡張など、自然環境や社会情勢の変化等に応じて必要な制度の見直しを行う。

小笠原諸島は世界自然遺産登録から10年が経過した。その間、行政機関や民間関係者等の連携・協働による保全管理の取組が進展してきた結果、侵略的外来種の影響の低減や絶滅のおそれのある種の生息・生育状況の改善、生息域外保全の進展等、一定の成果が得られているが、対処すべき課題がすべて解決したわけではなく、遺産推薦時に基準を満たさないとされた「クライテリア(viii) 地形・地質」や「クライテリア(x) 生物多様性」の価値の分析・評価も未了である。

近年、噴火による西之島の拡大など、小笠原諸島を取り巻く状況にも変化が生じてきていることも鑑み、小笠原諸島の有する優れた自然環境を健全な状態で後世に引き継いでいくためにも、遺産推薦時に登録を目指していた「クライテリア(viii) 地形・地質」や「クライテリア(x) 生物多様性」に関する知見や情報の収集、分析等を実施し、遺産価値の再評価を進める。

② 持続的な遺産管理体制の構築

<長期目標>

世界自然遺産地域の管理体制の充実を図る

(基本的考え方)

世界自然遺産の価値を永続的に保全するにあたっては、他に例のない先進的な保全管理の取組や自然環境と高度に調和した社会の構築を求められており、小笠原諸島世界自然遺産地域内外の連携や国民の理解が不可欠である。そのため、国内外に対して広く情報を発信し、研究者や村民、島内、他の世界自然遺産地域の関係者をはじめ、島外の市民、組織、企業、さらには国外等、多様な主体との連携、協力体制の構築を進める。また、新たな資金確保、体制整備に向けた具体的な検討を行い、実現可能なものから適宜取り組んでいく。

生態系の保全管理及び適正な自然資源の利用においては、自然環境に関するより深い理解が不可欠である。そのため、遺産管理に資する各種研究、論文や学会発表等を通じた成果の発表と共有、研究調査で得られた標本類の永続的な保管と公的機関等への寄付、講演会等による情報の村民への還元と国内外への魅力発信等を奨励する。